

平成 25 年 11 月 1 日

株主各位

株式会社メガネトップ
代表取締役社長 富澤昌宏

端数株式処分代金のお支払いのご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 8 月 6 日開催の当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会により決議された全部取得条項に係る定款一部変更並びに全部取得条項付普通株式の取得の効力が平成 25 年 8 月 28 日をもって発生し、これにより、株主様（当社を除きます。以下「株主様」といいます。）には、旧普通株式 1 株（全部取得条項付普通株式 1 株）の取得と引換えに A 種種類株式が 11,281,476 分の 1 株の割合をもって交付されることとなりました。

株主様に割り当てられた 1 株未満の端数につきましては、この度、静岡地方裁判所により、その合計数に相当する株式を株式会社富澤に売却することの許可が得られ、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる株主様につきましては、その売却によって得られた金銭をお支払いすることになりました。

お支払いする金額及びお支払い方法につきまして、下記のとおりご案内いたします。

敬具

記

1. お支払いする金額

旧普通株式 1 株当たり金 1,400 円（株式会社富澤による公開買付けを行った際における買付価格と同額）となりました。株主様へのお支払い金額につきましては、同封の「株式処分代金計算書」に記載のとおりであります。

2. 端数株式処分代金のお支払方法

- ① 配当金の口座振込みのご指定がない株主様におかれましては、同封の「端数株式処分代金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行・郵便局にてお受け取りいただくこととなります。なお、払渡しの期間は平成 25 年 11 月 5 日から平成 25 年 12 月 6 日まででございますので、お早めにお受け取りくださいますようお願い申し上げます。
- ② 配当金の受取方法を「株式比例配分方式」にされている株主様におかれましては、端数株式処分代金をお振込みすることができませんので、①と同様に同封の「端数株式処分代金領収証」により、お受け取りくださいますようお願い申し上げます。
- ③ 配当金の受取方法を「株式比例配分方式」以外の配当金口座振込にされている株主様におかれましては、当該口座に平成 25 年 11 月 5 日までに端数株式処分代金をお振込いたします。
- ④ 口座振込のご指定がなく、お支払い金額が 30,000 円以上となる法人の株主様におかれましては、貯金事務センターより追って郵送されますゆうちょ銀行の「通常現金払（払出証書）」により、最寄のゆうちょ銀行・郵便局のお取り扱い窓口にてお受取願います。なお、お手許に「通常現金払（払出証書）」が届くまで多少日数を要しますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

3. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【株主名簿管理人】 三菱UFJ信託銀行株式会社

【お問い合わせ先】 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

以上